

Support for Foreign Residents at Large-Scale Natural Disasters : Based on Cases of Local Governments

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉山, 明枝 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6666

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



大規模自然災害時における在留外国人支援

—自治体における事例を中心に—

杉山 明枝*

要 約

地震をはじめ、洪水や土砂災害、火山噴火など、自然災害が多い日本では、日本人だけでなく、多くの在留外国人も犠牲になっているにもかかわらず、彼らの被災状況や行政及び民間による対応は一般に認識されにくい状況となっている。外国人は高齢者や障害者とともにいわゆる「情報弱者」として、「情報空白」の問題に直面し、この問題は震災時の報道や情報伝達において取り上げられる解決すべき課題の一つである。本稿では在日外国人が地震等の自然災害に遭った際の災害対応や情報伝達等のあり方について、在留外国人のケースを中心に、先行研究や各自治体等の取り組み等からその現状の一部を明らかにする。阪神淡路大震災や東日本大震災等をはじめとする大型自然災害での経験を経て、政府をはじめ各地方自治体や地域国際協会等による外国人支援の動きが活発化している。各自治体における日常からの非難訓練や災害時情報システムの開発、地域ネットワーク構築の強化、また災害時にリアルタイムの情報を即座に、かつ確実に伝えられる言語として、「やさしい日本語」の積極的導入が多言語情報の一つとして提案されている。

1. はじめに

2011年3月11日に起きた東日本大震災では多くの人命が失われ、日本人の防災意識は大きく変化した。未だ避難生活を余儀なくされた人々やPTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しむ人々が多く存在するが、この未曾有の大災害において被災したのは、日本人だけでない。東日本大震災発生時、災害救助法が適用された149市・町・村に住んでいた外国人は、75,281人に上り、彼らの多くも犠牲になったにもかかわらず、彼らの存在に焦点が当たることはあまり多くない（尋木、

2011）。彼らの被災状況や行政及び民間による対応はメディアにもあまり取り上げられず、一般に認識されにくい状況となっている（土井、2013）。1995年に発生した阪神淡路大震災では兵庫県の外国人比率1.8%に対して死者・行方不明者に占める外国人の割合が3.4%であった（自治体国際化フォーラム、2009）。2016年に発生した熊本地震では、熊本県内の1万人超の、3か月を超える中長期在留外国人のうち、少なくとも5割以上（5000人以上）が被災者になったと言われている（中島、2017）。

外国人は高齢者や障害者とともにいわゆる「情

*大妻女子大学 社会情報学部

報弱者」として、「情報空白」の問題に直面し、この問題は震災時の報道や情報伝達において取り挙げられる解決すべき課題の一つとなっている(米倉、2012)。地震だけでなく、洪水や土砂災害、火山噴火など、自然災害が多い日本では、災害からいかにして自らの身体と財産を守るかは、人種や国籍に関係なく不可避的な問題であり(吉田、2009)、外国人であるからという理由で、支援の輪から外れてしまうようなことは決してあってはならない。現在、日本の総人口の約2%を占める外国人に対しての、災害時における情報を伝達するシステムの提供は、どの自治体にとっても提供すべき当然の住民サービスの一つなのである(佐藤、2017)。

本稿では在日外国人が地震等の自然災害に遭った際の災害対応や情報伝達等のあり方について、先行研究や各自治体等の取り組み等からその現状の一部を明らかにする。なお、本稿で扱う「外国人」とは、「旅行者などの短期在留者と在留外国人(就労や留学などの中長期在留者と特別永住者)」(中村、2017:12)であるが、主に在留外国人のケース

に関し論じる。旅行者と在留外国人では、日本語の能力や日本の生活や事情に関する知識も大きく異なる。そのため災害時の情報伝達の内容や方法などを考察する際には両者の特性を踏まえたうえで厳密に区別しなくてはならないという中村(2017)等の指摘もあるが、この点に関しては次に取り上げるべき課題としたい。

2. 訪日外国人、在日外国人の概況

日本政府観光局(JNTO)によると、2018年の訪日外国人(訪日外客数)は前年比19.3%増の2869万1000人で統計開始以来の最高記録を更新した(日本政府観光局、2017)。伸び率では2015年の47.1%増から低下傾向にあるものの、昨年の2403万9700人から460万人以上上回る成長をみせている(トラベルボイス 観光産業ニュース、2018)。一方在留外国人(国内在住外国人)の登録者数は、2018年6月末に前年比2.9%増の263万7251人に達し、過去最高を記録した(法務省、2018)。国籍・地域別では、中国が最多の74万

表1 訪日外客数国別構成(上位10か国 2017年国際観光振興機構 JNTO資料を基に作成)

(単位: %)

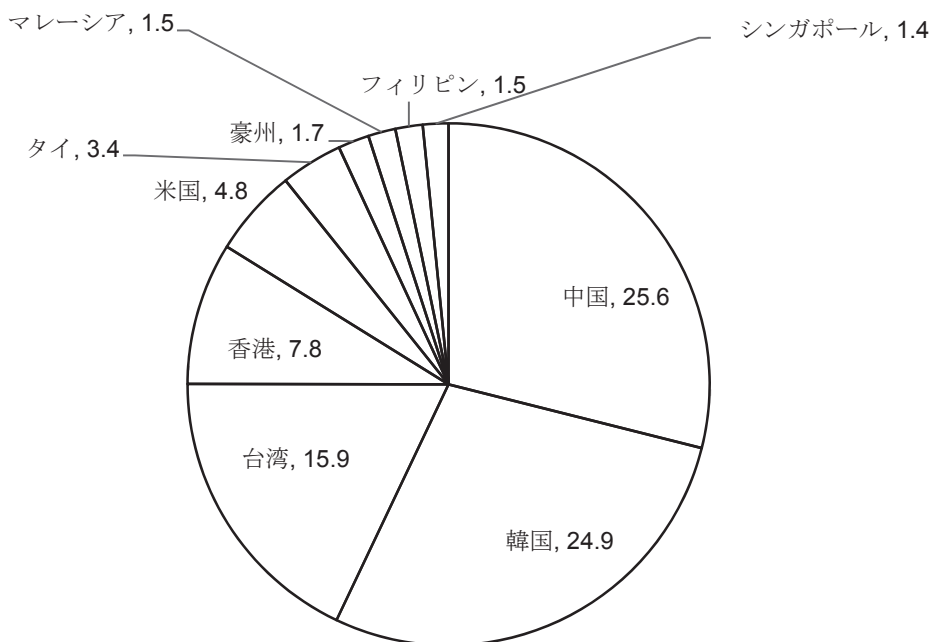


表2 在留外国人数推移（2008－2017 法務省資料を基に作成）

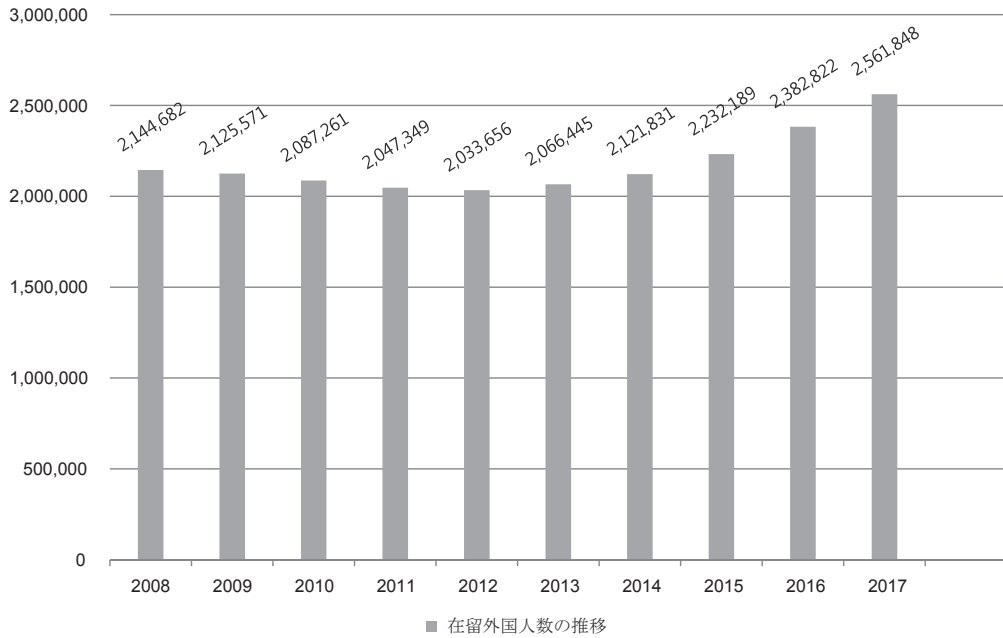
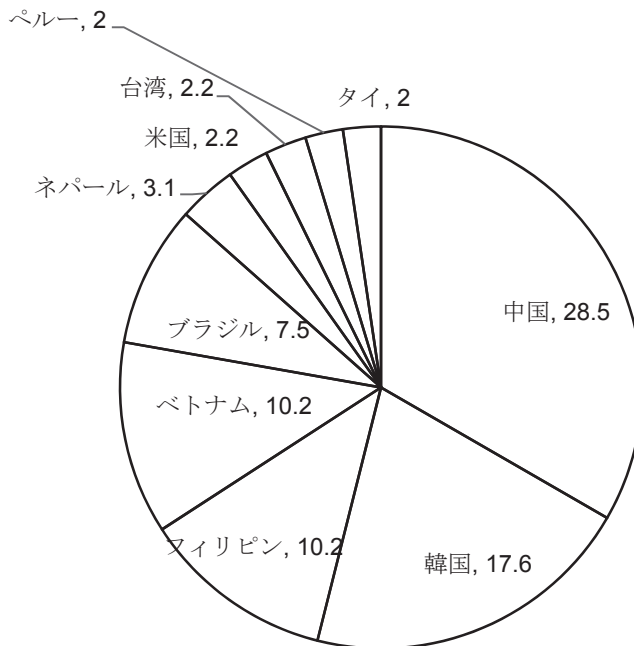


表3 国籍別在留外国人（上位10か国 2017年末 法務省資料を基に作成）

（単位：％）



1656人で、全体の30%近くを占め、次いで韓国が45万2701人、ベトナムが29万1494人、フィリピンが26万6803人、ブラジルが19万6781人であるが、このうち、ベトナム出身者は2017年末より約11%増加した（朝日新聞デジタル、2018）。現在、日本の総人口に占める外国人の比率はおよそ2%であるが、労働力人口の維持や内需の拡大等の必要性から、政府は2019年4月に新しい在留資格を創設し、外国人労働者の受け入れを拡大する方針を示しているため、今後日本社会において外国人居住者がさらに増加することが予想される（JIJI.COM、2018）。政財界からは「日本も欧米並みの本格的な『移民国家』『多文化社会』を目指すべき」（米倉：2012. 63）であるという声が強強い。

3. 災害発生と被災外国人

在住外国人の多くは在住外国人同士のネットワークに依存する傾向がある（細超他、2012）が、外国人同士のネットワーク事例の代表として在日ネパール人協会が挙げられる。2003年にネパール政府が提案し、各国に作られたネパール人組織のうち、2004年に設立された在日ネパール人協会は、東日本大震災時、ネパール大使館と連携し、①緊急避難のバス手配、②被災者の宿泊と食料手配、③募金活動、④情報収集、情報発信等の支援活動を行った（Jigyan Kumar Thapa、2013）。

しかし多くの場合、外国人は災害時に孤立するケースが多い。また地震等の災害の経験がほとんどないため、災害時の対応の仕方がわからず、災害そのものに関する知識が不足していたり（自治体国際化フォーラム、2009）、さらに日本語優位社会の日本においては、日本語ができないことにより外国人が被る被害が非常に大きい（松岡、2013）。

2011年に発生した「東日本大震災」においては外国人が、必要な情報に接触できず、「情報弱者」であるがゆえの問題が報告されている（米倉、2012）。外国人住民に避難場所や救援物資の支給方法などの情報が的確に伝わらなかった（轟木・

山下、2016）、不正確な情報に振り回されたために「情報空白」の状態に陥り、被害が深刻化したり、物理的混乱や困窮、そして心理的パニックの状況に陥ったこと、また被災地にいた外国人の間でPTSD（心的外傷後ストレス症候群）が日本人以上に深刻な問題となった等の報告がなされている（米倉、2012）。経験則を持たない外国人は地震時の行動予測ができないため、僅かな揺れや本震後も続く余震に大きな不安を抱き、過剰行動を起こしてしまうのである（佐藤、2017）。こうした問題は阪神淡路大震災や熊本地震においても発生している。

日本語の読み書き能力に乏しく、情報獲得が困難だった外国人の中には、確かな情報が得られない不安と恐怖から、日本を出国したケースも多く見られ、その結果、東日本大震災が起こった2011年3月には出外国人数が入外国人数を大幅に上回った（小河、2015）。東日本大震災時に被災した外国人からは、地震直後の津波避難の際、日本語が理解できなかったために逃げ遅れたという証言もあり、日本語ができないために、自身の命や財産が危険にさらされたという衝撃的な事実が浮き彫りになった（松岡、2013）。たとえ日常会話には不自由ないほどの日本語能力を有する外国人でも、『避難所』、『物資』、『給水』など、災害時のみ使用する特殊な用語を理解できなかったという報告もある（佐藤、2017）。防災や減災を図るためには正確な情報を得ることが非常に重要である（自治体国際化協会、2006）。しかし、本来は危険を災害から身を守るための情報が、その難解さゆえに、それを理解できない外国人にとってはかえってパニックを起こさせてしまったのである。

日本語能力の問題ではなく、日常からのコミュニケーション不足の問題も指摘されている。松岡（2013）は、岩手県での事例を挙げ、日常でのコミュニケーションが不足していた、つまり日頃からつながりが希薄だったために、災害時にコミュニケーションを取ろうとしても的確に相手に伝わらなかったのである。

4. 政府や地方自治体等による災害時外国人支援への取り組み

阪神淡路大震災や東日本大震災等をはじめとする大型自然災害での経験を経て、政府をはじめ各地方自治体や地域国際協会等による外国人支援の動きが活発化している（土井、2013）。

自治体国際化協会においては、自治体等による外国人住民に対する円滑な情報提供支援を目的とし、使用頻度の高い6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ（フィリピン）語による「災害時多言語情報作成ツール」（CD-ROM）を作成している（自治体国際化協会、2006）。また、災害時における外国人住民とのコミュニケーション能力を有する「災害時語学サポーター」（自治体国際化協会、2006：17）育成のための教科書である「災害時語学サポーター育成のためのテキスト」と、「災害関係用語集・表現集・参考資料」を、国立大学法人東京外国語大学に委託作成した（自治体国際化協会、2006）。自治体国際化協会では、地方自治体や地域国際化協会等にこれらを配布したり、使用法の説明会等の開催により、利用を促進することで、各地方自治体や地域国際化協会等における災害時の外国人住民支援の充実化を図っている。

東京都においては、災害発生時に外国人が必要とする情報の収集や防災（語学）ボランティアの派遣、区市町村等が行う情報提供支援業務を行う「外国人災害時情報センター」を2002年度に設置し、さらに災害時に防災情報を円滑に提供できるよう、平常時からの情報共有化に努めるため、「東京都在住外国人向けメディア連絡協議会」を2004年度から、また2006年度からは平常時における外国人防災訓練の開催している（自治体国際化協会、2009）。

柏崎市では2007年の新潟中越沖地震発生時における外国人支援の経験を『災害多言語支援センター設置運営マニュアル』（2009）としてまとめ、翌2010年には『災害多言語支援センター設置運営マニュアルを活用した訓練事例集』を発行し、全国自治体、地域国際化協会に災害時の外国人支

援体制の充実化を促している（土井、2013）。

仙台国際交流協会では東日本大震災時に「災害時多言語支援センター」が設立され、行政情報が多言語に翻訳されている（中村、2017）。仙台観光国際協会国際化事業部（2018）においては『多言語防災ビデオ「地震！その時どうする？」』（12言語）や多言語防災パンフレット『地震から身を守るためのアドバイス』（11言語）が作成され、これらはインターネットを通して閲覧、ダウンロードできるシステムが整備されている。東日本大震災時による避難所開設を行った仙台市立三条中学校では、英語教師やALT（外国語指導助手）が避難所での生活情報に関する通訳、翻訳業務に従事した（伊藤・朝間、2015）。

船橋市と横須賀市においては1996年「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、2007年度から「災害時外国人サポーター養成講座」や「避難所宿泊訓練」の共同実施、また両市のどちらかで災害が発生した場合、相手の被災地に支援に向かうことを前提とした「災害時外国人支援ハンドブック」を作成している（自治体国際化協会、2010）。

その他、静岡県企画広報部多文化共生課においては日本語学習に使用できる防災啓発パンフレットの作成、奈良県外国人支援センターでは「災害時外国人支援マニュアル」の作成がされている。

観光庁では観光立国実現を目的とし、自然災害の多い日本においても訪日外国人が安心して旅行できる環境を整えることを目指して、2014年に（1）観光宿泊施設向け「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」、（2）自治体向け「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」を策定するとともに、（3）外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の提供を開始した（西平、2015）。（3）外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」は、訪日外国人旅行者に直接災害情報を提供するために、日本国内における緊急地震速報及び津波警報を英語で通知するプッシュ型情報通信アプリであり、これを活用することで外国人旅行者だけでなく在留外国人に対し自動的に災

害情報を提供でき、彼らが能動的に安全確保が出来る行動を手助けするツールとなっている（西平、2015）。

5. 災害時における外国人支援システム構築のための動き

災害時の外国人支援が初めて注目されたのは、1995年に発生した阪神淡路大震災であった（轟木・山下、2016）。2005年には総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」（NHK放送文化研究所、2012：63）を設置し、高齢者や障害者、妊産婦などと並び、外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、支援策の必要性を指摘している（NHK放送文化研究所、2012）。「多文化共生の推進に関する研究会」が2007年に提出した報告書において、外国人が言語や文化の違い、災害経験の少なさといったハンディキャップを有するとともに、他の要援護者とは異なり、多くの場合、必要情報が的確に伝われば自力で避難行動をとれるという特徴から、固有の支援策やガイドラインが必要であるとしている（米倉、2012）。

2011年に発生した東日本大震災を受け、2012年には総務省から、外国人住民への対応という視点から、(1)外国人住民の実態把握、(2)中核的な人材の育成と活用、(3)関係者間の連携、(4)多言語情報提供の充実化とわかりやすい日本語の活用、(5)日常的な取り組みの重要性、の5点が提言されている（轟木・山下、2016）。総務省の提言から、災害時の外国人住民への対応のうち、日常から行っておくべきこととして、外国人住民の実態把握、地域住民との意思疎通、一方災害時に必要なこととして、外国人住民が理解できる言葉を使った情報提供を挙げ、さらに平時と災害時を通じて関係団体間の連携が必要とされていることが理解できる（轟木・山下、2016）。

佐藤（2017）は、被災外国人をパニックに陥らせないための不安軽減策として、①外国人に何が発生したかを迅速に把握させること、②不安の軽減策やリスクの回避策を、外国人がパニックを起こすより前に知らせること、の2点を挙げ、首都

直下型地震や南海トラフ地震を意識したうえでこの2点の整備をすることが早急の課題としている。

松岡（2013）は、東日本大震災時、「高台」、「避難」などの日本語がわからず避難行動が遅れた外国人が存在したことを挙げ、外国語による情報伝達の限界の問題、在留外国人に対する日本語教育の重要性、さらに外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」を含む多言語、非言語あらゆる手段等を活用した「災害複言語コミュニケーション能力（松岡、2013：147）」の養成等を挙げている。（松岡、2013）。松岡（2013）は、即時性や当事者性が求められる災害時の情報提供においては、コミュニティ、行政、学校、職場等の複数組織が連携し、日本語が混合しても良いので、複数言語によるコミュニケーションを行う必要があるとしている。

松岡（2013）と同様に、佐藤（2017）も災害時にリアルタイムの情報を即座に、かつ確実に伝えられる言語として、「やさしい日本語」の積極的導入を提案している。「やさしい日本語」は、約2,000語を12の規則に沿って伝える、災害発生後72時間のための日本語で、外国人自らの判断で、生存のための情報を行政が伝えることを目的とするが、阪神淡路大震災を契機に研究が始められ、外国語で翻訳するよりも利便性が高いことから広く活用されるようになり、新潟県中越沖地震や東日本大震災、熊本地震において多言語情報の一つとして利用された（佐藤、2017）。

川崎他（2014）は、在留外国人支援のための震災時情報提供システムの開発を最終目的とし、緊急対応期の外国人特有の情報ニーズ把握のための分析を行っている。川崎他（2014）は、被災外国人の情報ニーズが時系列で変化するとし、地震発生直後は日本人と同様、ライフラインの復旧等、生活情報へのニーズが高いのに対し、地震発生から1日後と3日後には大使館情報や入国管理局からの情報といった「外国人特有の情報」（川崎他、2014：127）へのニーズが高まるが、災害経験が少なく、滞在時間が短い外国人ほど警報や危険度情報という具体的な行動を指示する情報へのニーズが高いと分析している。また情報源として口口

ミに対するニーズが最も高く、口コミが利用できない場合、インターネットでの情報集への依存度が高くなるが、地震等の災害発生時には停電等でインターネットの機能が低下するため、こうした状況を踏まえたうえで外国人被災者支援のためのインターネット活用方法を慎重に検討しなくてはならないとしている（川崎他、2014）。

様々な支援の中で人命にかかわる医療支援は、捜索・救助と並び非常に重要な位置づけを占めるが、阪神淡路大震災、並びに東日本大震災時には海外医療チームの受け入れに関して、日本の医師法をはじめとする「国内体制の壁」（尋木、2011：88）が問題となった（尋木、2011）。日本で医療行為を行うには日本の医師免許が必要であるが、阪神大震災時には緊急避難行動として外国人医師による医療行為が認められ、また東日本大震災時には正当行為を規定する刑法35条に基づき、違法性阻却事由として外国人による医療が認められ、正当行為として医療活動が行えることとなった（尋木、2011）。尋木（2011）は、新規立法や災害対策基本法改正等、自然災害時の外国人医師の受け入れに関する法整備の必要性を提言している。

6. おわりに

本稿では在日外国人が地震等の自然災害に遭遇した際の災害対応や情報伝達等のあり方について、先行研究や各自治体等の取り組み等からその現状の一部を明らかにした。外国人は「情報弱者」であるがゆえに、日本人よりも多くの被害を被ってしまい、また日本語能力を有する外国人でも、災害時のみ使用する特殊な用語を理解できずパニックを起こさせてしまうケースもあった。日常からのコミュニケーションが不足し、つながりが希薄だったために、災害時にコミュニケーションを取ろうとしても的確に相手に伝わらなかった状況も報告された。阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとする大型自然災害での経験から、政府をはじめ各地方自治体や地域国際協会等による外国人支援の動きが活発化し、外国人住民に対す

る円滑な情報提供システムの開発や「災害時語学サポーター」の養成、「災害関係用語集・表現集・参考資料」等の作成がなされ、災害時の外国人住民支援の充実化が図られている。

一方で、日本の行政における外国人問題は外務省、情報管理は居住地の自治体が管理するため総務省、入国管理関係は法務省といった、「縦割り行政の弊害」（Jijan, 2013:13）の解消や、海外からの医療ボランティア受け入れを円滑に進めるための新規立法や災害対策基本法改正等、自然災害時の外国人医師の受け入れに関する法整備等も急がれる。

本稿では在留外国人のケースを中心に論じたが、2020年の東京オリンピックを控え、急増する外国人旅行者に対する災害対策に関しても論じなくてはならないが、旅行者と在留外国人では日本語の能力や日本の生活や事情に関する知識も大きく異なるため、この点に関しては次に取り組むべき課題としたい。

引用文献

- 朝日新聞デジタル（2018）. 「在留外国人263万人、過去最多に 総人口の2%」
入手先〈<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20180919-00000081-asahi-soci>〉（入手2018-09-19）
- 土井佳彦（2013）. 『「多文化共生社会」における災害時外国人支援を考える：東海・東南海地震に備えて』人間関係研究, 12, 21-30
- 法務省（2018）. 「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」
入手先〈http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html〉（入手2018-08-03）
- 細超久美子・吉原秋・熊本早苗・石橋敬太郎（2012）. 「災害時の在住外国人支援の実態—東日本大震災での日本語教室・国際交流協会の対応—」岩手フィールドワークモノグラフ, 14, 31-37
- 伊藤芳郎・朝間康子（2015）. 「外国人避難者と災

- 害時多文化共生」教育復興センター紀要, 3, 87-97
- Jigyan Kumar Thapa (2013). 「東日本大震災における在日ネパール人コミュニティの取り組み」国際人流, 311, 10-14
- JJJI.COM (2018). 「在留外国人、最多の 263 万人 = 留学生増など影響—法務省」
入手先 <<https://www.jiji.com/jc/article?k=2018091900916&g=soc>> (入手 2018-09-19)
- JNTO (2018). 「日本の観光統計データ 各国・地域別の内訳」
入手先 <<https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph-breakdown-by-country>> (入手 2018-09-01)
- 自治体国際化協会 (2006). 「災害時における多言語情報提供について」自治体国際化フォーラム, 203, 14-18
- 自治体国際化協会 (2009). 「都の外国人住民を対象にした災害対策等の取組について」自治体国際化フォーラム, 239, 4-7
- 自治体国際化協会 (2010). 「地域国際化情報コーナー 災害時相互支援に向けた船橋市と横須賀市の取り組み—災害時外国人支援ボランティア育成と避難所宿泊訓練 自治体国際化フォーラム, 250, 52-54
- 川崎昭如・居山拓矢・目黒公郎 (2012). 「地震災害時の在留外国人の情報ニーズに関する分析：東京大学留学生を対象とした一考察」災害情報, 12, 124-133
- 小河泰貴 (2015). 「災害に立ち向かう地理教育 (第 20 回) 災害時における在日外国人を取り巻く情報と支援」地理, 60, 94-99
- 松岡洋子 (2013). 「災害時のコミュニケーション課題と複言語コミュニケーション教育」国際教育, 19, 145-147
- 中島眞一郎 (2017). 「災害時の多文化共生—熊本地震！在住外国人被災者救援活動の体験から」移民政策研究, 9, 153-162
- 日本政府観光局 (2017). 「2017 年 国籍別 / 目的別 訪日外客数 (確定値)」
入手先 <https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/tourists_2017df.pdf> (入手 2018-08-03)
- 西平瑠美子 (2015). 「災害時における訪日外国人旅行者への情報提供の充実について」日本地下鉄協会報, 204, 8-11
- 佐藤和之 (2017). 「消防行政の外国人住民のための「やさしい日本語」適用を考える：外国語に依存しない大規模災害時の合理的で科学的な情報伝達法」消防防災の科学, 128, 23-31
- 仙台観光国際協会国際化事業部 (2018). 「多文化防災 災害に備える」
入手先 <<http://int.sentia-sendai.jp/j/life/bousai.html>> (入手 2018-08-08)
- 尋木真也 (2011). 「東日本大震災における支援する外国人、支援を受ける外国人：災害時医療の問題を中心に」早稲田大学社会安全政策研究所紀要, 4, 87-112
- 轟木靖子・山下直子 (2016). 「災害時における外国人住民の支援について：学生インターンシップ活動の分析」香川大学教育実践総合研究, 33, 135-140
- トラベルボイス 観光産業ニュース (2018). 「2017 年の訪日外国人数は 2869 万人、トップは中国で 700 万人台、韓国は 4 割増で急伸」
入手先 <<https://www.travelvoice.jp/20180116-104077>> (入手 2018-08-03)

Support for Foreign Residents at Large-Scale Natural Disasters —Based on Cases of Local Governments—

AKIE SUGIYAMA

School of Social Information Studies, Otsuma Women's University

Abstract

Natural disasters such as earthquakes, floods, landslide disasters, volcanic eruptions occur frequently in Japan, not only Japanese, but also many foreign residents have been sacrificed with them every year. However, it is difficult to recognize the damage caused by natural disasters in case of foreign residents. Foreigner residents face the problem of “information blank”, they are so-called “information for handicapped people” like elderly people and person with disabilities and also this problem is one of the problems to be solved as soon as possible. It is critical to protect foreign residents' lives, safety, and property from natural disasters. A complete and effective system of natural disaster emergency management must be established, including a capably organized system of administration for foreign residents. Implementing prevention and initial response drills, as well as recovery and reconstruction measures against disasters in close cooperation with related governmental agencies, resilience to disasters is promoted. The introduction of “Easy Japanese” is proposed as one of the multilingual information as a language that can instantaneously and reliably convey real-time information at the time of a disaster.

Key Words (キーワード)

information for handicapped people (情報弱者), information blank (情報空白), foreign natural-disaster victims (外国人被災者), foreign residents (在留外国人), support for foreign residents (在留外国人支援), disaster information system (災害時情報システム), regional community network (地域ネットワーク), Easy Japanese (やさしい日本語)

